

お知らせ

パート II

福祉

児童クラブの短期入所

市内児童クラブで、小学校の春休み期間に入所を希望する場合は、2月28日(金)までに申請してください。なお、一部の児童クラブについては、定員に達しているため、近隣の児童クラブをご利用頂く場合があります。

●児童クラブの名称および所在地：左表参照。

●午前8時～午後7時(冬休みなどの長期休業日)。

●※休所日：日曜日、祝日など。

●市内の小学校に就学中で、夫婦共働きなどのため、保護者など、ほかに監護する人がいない家庭の児童または、保護者や家族が疾病などのため、家庭で適切な監護を受けられない児童。

●日額1,000円(上限あり)。

●学童クラブ一覧●

名称	所在地および電話番号	入所
木川学童クラブ	木川二丁目6番地 ☎④ 8592	新年度の入所状況により、4月1日以降の空き状況が変わるため、お手数ですが保育課までお問い合わせください。
原山学童クラブ	原山三丁目4番地 ☎④ 3966	
木下学童クラブ	木下1475番地1 ☎④ 0061	
小倉台第2学童クラブ	小倉台二丁目3番地 ☎④ 2033	
小倉台学童クラブ	小倉台二丁目3番地 ☎④ 6031	
西の原学童クラブ	西の原三丁目14番地 ☎⑤ 1395	
高花学童クラブ	高花二丁目4番地 ☎④ 1147	
内野学童クラブ	内野一丁目1番地 ☎④ 5671	
内野第2学童クラブ	内野一丁目3番地 ☎④ 7122	
大森学童クラブ	大森3313番地1 ☎④ 5814	
原学童クラブ	原三丁目5番地 ☎④ 6220	
原第2学童クラブ	原三丁目5番地 ☎④ 7210	
いには野学童クラブ	若萩三丁目9番地 ☎⑨ 1198	
滝野学童クラブ	滝野五丁目1番地 ☎⑨ 2019	
平賀学童クラブ	平賀1161番地2 ☎⑨ 3501	
永治学童クラブ	浦部548番地3 ☎④ 8071	
※小林学童クラブ	小林北五丁目12番地1 ☎⑩ 8677	
※小林第2学童クラブ	小林2441番地2 ☎⑩ 6261	直接電話
※六合学童クラブ	瀬戸1580番地 ☎⑨ 1128	直接電話
※しおん学童クラブ	松崎517番地5 ☎④ 3928	直接電話

※小林および小林第2および六合学童クラブは、指定管理者により管理運営。
※しおん学童クラブは、NPO法人しおんの家が運営しています。

り。

●2月28日(金)まで(以降入所希望日の2週間前まで)に次の書類を左記まで郵送または持参(小林、小林第2、六合、しおんの各学童クラブを希望する場合は、それぞれの学童クラブへ直接問い合わせ)。

●学童クラブ入所許可申請書。

●保護者の就労証明書など、児童を監護できないことを証明できる書類。

●申込児童の健康状況調査書。

●書類は、保育課・印旛および本笠支所・各学童クラブで配布。また、市のホームページからもダウンロード可。

●保育課管理班(☎内線224・225)。

子育てヘルプサービス事業

一時的に家事、育児などの支援が必要な家庭に対し、ホームヘルパーを派遣することにより、

保護者と児童などの生活の安定を図り、ゆとりのある子育てを支援します。

●月々(金曜日(祝日、年末年始を除く)・午前8時～午後6時)。

●利用日数、時間に制限あり。

●育児に関すること、妊産婦の身体介助、家事に関すること。

●市内在住の妊産婦、または一時的に育児が困難となる児童など(小学校6年生まで)の保護者。

●1時間300円(生活保護世帯は無料)。

●産前産後にかかる利用は利用開始予定日の1カ月前までに、その他は1週間前までに左記まで。

子ども医療費助成受給券が使用できない場合

子ども医療の対象者(0歳～中学3年)が県外などで受診した医療費や、子ども医療費助成受給券が使用できない医療機関で受診した医療費は、保護者に対して償還払いをしています(保険対象外のものは自己負担)。

●健康保険証で支払った領収書の原本、認め印、保護者名義の金融機関の通帳もしくはカード、子ども医療費助成受給券、入院の場合には健康保険組合の付加給付金支払通知など左記まで持参または郵送。

●子育て支援課児童家庭班(☎270-1396 印西市大森2364-2・☎内線245)。

お忘れではないですか？ 児童手当の手続き

●中学3年までの子どもを養育している人へ申請に基づき児童手当を支給しています。

●出生・転入した人は、15日以内に必ず手続きをしてください。15日を過ぎた場合は、申請をした翌月からの支給対象になります。

●【支給月額】

- 3歳未満：15,000円。
- 3歳以上小学校修了前：10,000円(第三子以降は15,000円)。
- 中学生：10,000円。

●所得制限超過世帯は一人5,000円。

●【児童手当は毎年6月に更新の手続き(現況届)があります】

●現況届の提出がないと6月以降の児童手当を受給いただけません。現況届をまだ提出していない人は、早急に左記まで提出してください。

●2月10日(月)は児童手当定期払いを予定しています。振込対象者には、2月上旬に支払通知を送付します。

●公務員は、職場での申請・支給になります。詳しくは職場にお問い合わせください。

●子育て支援課児童家庭班(☎内線245・248)。

特定疾患見舞金制度

市では、特定疾患および先天性血液凝固因子障害の治療を受けている人へ見舞金を支給しています(初回の登録申請手続きが必要となります)。

●【見舞金の額】

- 通院が月2日以上：月額5,000円。
- 入院が月2日以上15日未満：月額5,000円。
- 入院が月15日以上：月額10,000円。

●県が認定した特定疾患医療受給者票、小児慢性特定疾患医療

受給券、先天性血液凝固因子障害受給者証の発行を受けている療養者。

●千葉県から受給者証などが交付されましたら、左記までお問い合わせください。

●☎内線255・256。

成年後見制度研修

●県民や福祉関係者を対象に、お笑い芸人との掛け合いなどを通じて、おもしろおかしく成年後見制度の概要や職務を学び、制度の利用促進を図ります。

●3月1日(土)・午後1時20分～4時。

●千葉市生涯学習センター。定員300人。

●500円。

●2月20日(木)までに申込書(各社会福祉協議会・市社会福祉課で配布)を明記し、FAXまたはメールで左記へ(先着順)。

●千葉県社会福祉協議会後見支援センター(☎043-2046012・FAX043-2046013・☎smie@chiba-kenshakyō.com)。

中途失聴者・難聴者との手話学習会と懇談

●2月1日(日)・午後1時30分～4時、2月21日(金)・午後1時30分～4時。

●①佐倉市中央公民館、②四街道市総合福祉センター。

●【共通】

●手話学習会は、初参加時のみテキスト代1,000円。懇談会は無料。

●聴覚の不自由な人以外でも参加可能です。

●必要約筆記(話し手の言葉を要約しスクリーンに映す)で聞こえのサポートをします。

●平成26年度千葉県生涯大学校入学生募集(2次)

●県内に住所を有する55歳以上(昭和34年4月1日以前生まれ)の人。

●定員および修業期間：①地域活動学部(122人・2年間) ②造形学部園芸コース(65人・1年間)、陶芸コース(4人・1年間)、③地域活動専攻科(51人)。

●入学学金：無料、授業料：①地域活動学部(年額15,000円) ②造形学部園芸コース(年額27,000円)、陶芸コース(年額54,000円)、③地域活動専攻科(年額15,000円)。


●※教材費は別途自己負担。また、消費税率の8%への引き上げに伴い、授業料の変更を予定しています。

●2月10日(月)～28日(金)。

●※入学案内は、2月上旬から生涯大学校各学園、介護福祉課、千葉県庁ホームページでも入手可。

●千葉県生涯大学校事務局(☎043-26614705)。

手話を学んでみませんか？ ～手話は目で見る言葉～



聞こえない人から直接“生きた手話”を習う、全4回連続講座です。手話を覚えて、簡単な会話ができるまでを目指します。ぜひご参加ください。

●時 2月8日(土)・15日(土)、22日(土)、3月1日(土)・いずれも午前10時～正午(受け付け9時45分～)。

●場 中央駅前地域交流館1号館(中央南)。

●内 手話のあいさつ・名前・趣味・住所・聞こえないこととは？など。

●講師・・・印西市聴覚障害者協会。

●対 中学生以上。

●定 15人。

●費 無料。

●申 2月3日(月)から電話またはFAXで下記まで(先着順)。

●※人数に余裕のある場合は、当日の申し込みも可。

●☎社会福祉課障害福祉班(☎内線259・FAX④0381)。